3　第一項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を地方運輸局長に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所

二　車種及び記号番号

三　車両番号

四　使用区間

五　製造に係る契約が結ばれた年月日及び鉄道事業者に引き渡された年月日

六　認定により適用を除外する規定

七　認定を必要とする理由

4　地方運輸局長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認定を取り消すことができる。

一　認定の取消しを求める申請があったとき。

二　第二項の規定による条件に違反したとき。

○国土交通省令第八十六号

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二十三条の四第三項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二十一条第三項の規定に基づき、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十月三十日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

（旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正）

第一条　旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験方法） **第四十八条の十**　試験は、次に掲げる事項について筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法で行う。 一・二　（略）	（試験方法） **第四十八条の十**　試験は、次に掲げる事項について筆記の方法で行う。 一・二　（略）

（貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正）

第二条　貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（試験方法） **第二十九条**　試験は、次に掲げる事項について筆記の方法又は電子計算機その他の機器を使用する方法で行う。 一・二　（略）	（試験方法） **第二十九条**　試験は、次に掲げる事項について筆記の方法で行う。 一・二　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。